

## 「少年法」の理念を大きくゆがめ厳罰化をはかる「改正」法案の拙速な審議に反対し、法案の撤回をもとめます（声明）

二〇〇〇年 十月十九日

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

一、自民・公明・保守の与党三党は、議員立法として上程した少年法「改正」法案を衆議院法務委員会において、与党のみで「審議」し強行成立させようとしています。専門家からも多くの問題点が指摘される「改正」法案を、提案した与党のみで「審議」するという暴挙は、許すことができません。あいつぐ「少年事件」等については、その背景も含め様々な観点から慎重にその対応策が考えられるべきであり、拙速な審議は問題の解決どころか、「世紀の恥辱」（団藤重光元最高裁判事）といわれるように後世に悔いを残すものであり、強く反対します。

二、今回の「改正」法案は、次の三点をおもな「改正」点とするものです。

第一に、刑事罰の適用年齢を現行の「十六歳以上」から「十四歳以上」へ引き下げる、第二に、十六歳以上の少年が故意の犯罪行為で被害者を死亡させた場合、原則として検察官に送致して刑事裁判にかける（「原則逆送」）、第三に、故意に被害者を死亡させた事件などでは、少年審判に検察官の出席を認める（「検察官関与」）、の三点です。

これらの「改正」点は、少年法の理念である「保護主義」から「刑罰優先主義」への変更、「厳罰化」の方向といえます。

今、年齢を引き下げて成人並の刑事処遇をおこなおうとすることは、更生可能な少年を更生不可能な「犯罪者」としかねません。七〇年代以降、厳罰化を強めたことで自暴自棄になった大量の若者を生み出したアメリカで実証的な研究があいついで発表されているように、厳罰化で非行抑止効果が上がるとはとていえないません。

また、審判廷における「検察官関与」は、家庭裁判所の教育的機能を損ない、「非行」少年の心をますます閉ざすことも懸念されます。

一方、被害者の救済は積極的にすすめる必要があります。しかし、「改正」案では、捜査段階における被害者救済が欠落しているなど、きわめて不十分なものです。独自の立法を含めて、被害者救済、被害者の権利保障のための抜本的な対策が必要です。

三、少年法が制定されて五〇年余、長期的にみて少年非行の中の殺人などの凶悪犯罪や粗暴事件の減少、再犯率の低下（約九割が更生）という事実は、現行少年法が総体として機能し、一定の効果をあげてきたということを示しています。

にもかかわらず、なぜ今、与党は少年法「改正」を拙速に、しかも強引にすすめるようとしているのでしょうか。この数年のあいつぐ「少年凶悪事件」に対する国民の心痛・不安を利用して、「厳罰化」によりあたかも「子どもの危機」が打開できるかのように欺瞞すると同時に、これをひとつのテコとして、教育の国家統制、管理主義をいっそう貫徹させようとしています。これは、「奉仕活動の義務化」や「問題をおこす子どもを切り離してそうでない子どもの教育保障」を提案した「教育改革国民会議」報告などと同根の発想です。この方向は、「天皇中心の神の国」発言や「教育勅語」礼賛の森首相がすすめるようとする教育基本法の「見直し」や憲法改悪につながっており、「少年法（「改正」案）」だけで一連の少年非行事件、犯罪が解消するということでもない。やっぱり憲法改正、あるいは教育基本法の見直しを含め、新しい二十一世紀の日本に向かって社会全体の規範意識、責任や義務、個と全体との関係といったことをきちんと求めていくことが非常に重要だ」という保岡興治法務大臣の発言（十月十日衆議院法務委員会）は、そのねらいをあからさまに語っています。

四、この数年、あいついでいる少年による「凶悪事件」に多くの父母・国民や同世代の子どもが心を痛めています。その特徴である、何でもないと思われていた「普通」の子ども・少年による、「いきなり」型の重大犯行という点が従来と相違し、大きな注目もされ不安も募りました。

わたしたち日高教はこうした「少年事件」問題を重視し、二度とくりかえさないための国民的運動をよびかけました。わたしたちが提起した「まず、高校生の声を聞こう」のよびかけに寄せられた、事件に関する高校生の感想やアンケートによると、「犯行は許せないが、その背景にあるストレスはわかる」という声が共通しています。

国連子どもの権利委員会が日本政府に改善を勧告した「高度に競争的な教育制度によるストレス」、受験競争や管理的教育制度のもとで今、子どもたちは本来の学ぶ喜びや自己肯定感もせず、自然な友人関係・人間関係がなくなかなかむすべず、こうしたなかからストレス・イライラをつのらせています。また、長引く不況、過去最悪の失業率、高校生・大学生の空前の就職難という社会状況のなかで、子どもたちは現在と将来の自分に自信がもてず、生きるめあてを奪われ不安にさいなまれています。「少年事件」は社会的病理の反映であり、大人社会を映しだしていることは明らかです。

今わたしたちに求められているのは、一人ひとりが人間として尊重される社会の実現と学ぶ喜びの持てる学校づくり、憲法・教育基本法・子どもの権利条約の理念・精神が輝く社会・教育制度の確立です。教職員が子どもたちと人間的なふれあいをもって、ゆきとどいた教育を実現するために、三〇人以下学級実現、教職員定数の抜本的改善など教育条件の整備充実、入試制度の抜本的改善などです。また、十八歳選挙権の実現をも視野に入れて、主権者の自覚を高める教育、子どもたちに「人間のいのち、たがいの人格と権利の尊重」や「真理・真実と正義」などの市民的民主的モラルの教育をすすめることです。さらに、権力による「弱い者」いじめや背信行為など政治・経済の腐敗・ゆがみをただし、おとな社会における市民的民主的モラルを確立させ、暴力礼賛などの映像・出版・メディアから子ども・青年を守ることが必要です。

こうしたとりくみに逆行し、子どもと父母・国民の困難をいっそう深める懸念を強く持たざるを得ない少年法「改正」法案の拙速で乱暴な審議をただちに中止し、法案を撤回するよう強く要請します。